

平成 27 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 カワセコンピュータサプライ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川 瀬 康 平
(コード7851 東証第2部)
問合せ先 総務部長 梶 山 伸 夫
(TEL 06-6222-7474)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第60回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 変更の理由

①平成27年4月7日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成27年6月26日開催予定の第60回定時株主総会の承認を前提に、コーポレートガバナンスの一層の強化及び意思決定の迅速化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行なうものであります。

②改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。

③その他、全般にわたり、字句の修正、条数の修正、構成の整理などを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成27年6月26日

別紙

現行定款	定款変更案
<p data-bbox="416 421 592 450">第1章 総則</p> <p data-bbox="225 517 576 546">第1条～第3条（条文省略）</p> <p data-bbox="464 613 544 642">（新設）</p> <p data-bbox="225 949 491 978">第4条（公告の方法）</p> <p data-bbox="225 994 783 1218">当社の公告方法は、電子<u>広告</u>とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による<u>広告</u>をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p data-bbox="416 1285 592 1314">第2章 株式</p> <p data-bbox="225 1382 491 1411">第5条（条文省略）</p> <p data-bbox="225 1478 316 1507">第6条</p> <p data-bbox="225 1523 783 1650"><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p data-bbox="225 1718 491 1747">第7条（条文省略）</p>	<p data-bbox="1002 421 1177 450">第1章 総則</p> <p data-bbox="810 517 1193 546">第1条～第3条（現行どおり）</p> <p data-bbox="810 613 1002 642">第4条（機関）</p> <p data-bbox="810 658 1289 741"><u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol data-bbox="810 757 1023 884" style="list-style-type: none"><li data-bbox="810 757 970 786">1. <u>取締役会</u><li data-bbox="810 801 1023 831">2. <u>監査等委員会</u><li data-bbox="810 846 1002 875">3. <u>会計監査人</u> <p data-bbox="810 949 1077 978">第5条（公告の方法）</p> <p data-bbox="810 994 1369 1218">当社の公告方法は、電子<u>公告</u>とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による<u>公告</u>をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p data-bbox="1002 1285 1177 1314">第2章 株式</p> <p data-bbox="810 1382 1109 1411">第<u>6</u>条（現行どおり）</p> <p data-bbox="1018 1478 1157 1507">（条文削除）</p> <p data-bbox="810 1718 1109 1747">第7条（現行どおり）</p>

現行定款	定款変更案
<p>第8条（株式取扱規則） 当社の<u>株式の種類ならびに株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権及び株券喪失登録に関する取扱い及び手数料</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条（招集） 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より3ヶ月以内に<u>召集</u>し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 株主総会は、本店所在地もしくは東京都中央区またはこれらに隣接する地においてこれを招集することができる。</p> <p>第11条～第15条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条<u>（取締役会の設置）</u> <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>第17条（員数） 当社の取締役は、10名以内とする。 （新設）</p>	<p>第8条（株式取扱規則） 当社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条（招集） 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より3ヶ月以内に<u>招集</u>し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 株主総会は、本店所在地もしくは東京都中央区またはこれらに隣接する地においてこれを招集することができる。</p> <p>第11条～第15条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 （条文削除）</p> <p>第16条（員数） 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、10名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>第 18 条 (選任) 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>第 19 条 (任期) 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>②増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>第 21 条 (代表取締役及び役付取締役) 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 17 条 (選任) 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>第 18 条 (任期) 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>第 20 条 (代表取締役及び役付取締役) 当社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>第 23 条 (取締役会の招集)</p> <p>当社の取締役会の招集は、会日の 3 日前までに取締役及び監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p>②取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (取締役会の決議)</p> <p>(条文省略)</p> <p>②当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の前員が取締役会決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 27 条 (報酬等)</p> <p>当社の取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (取締役会の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第 22 条 (取締役会の招集)</p> <p>当社の取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p>②取締役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (取締役会の決議)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>②当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の前員が取締役会決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>第 26 条 (取締役の報酬等)</p> <p>当社の取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 27 条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現行定款	定款変更案
<p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第 29 条 (監査役及び監査役会)</u> 当社は<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p><u>第 30 条 (員数)</u> 当社の<u>監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>第 31 条 (選任方法)</u> 当社の<u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p><u>第 28 条 (取締役への業務執行の決定の委任)</u> 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(条文削除)</p>

現行定款	定款変更案
<p><u>第 32 条 (任期)</u></p> <p><u>当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第 33 条 (常勤の監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第 34 条 (監査役会の招集)</u></p> <p><u>当会社の監査役会の招集は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 35 条 (監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 36 条 (議事録)</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、法務省令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	

現行定款	定款変更案
<p data-bbox="225 324 550 356"><u>第 37 条 (監査役会規則)</u></p> <p data-bbox="225 371 783 546"><u>当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p data-bbox="225 611 464 642"><u>第 38 条 (報酬等)</u></p> <p data-bbox="225 658 783 786"><u>当会社の監査役報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="225 851 606 882"><u>第 39 条 (監査役責任免除)</u></p> <p data-bbox="225 898 783 1122"><u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="225 1187 783 1503"><u>②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い方とする。</u></p> <p data-bbox="464 1568 544 1599">(新設)</p>	<p data-bbox="930 1568 1241 1599"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p data-bbox="810 1664 1189 1695"><u>第 29 条 (常勤の監査等委員)</u></p> <p data-bbox="810 1711 1366 1794"><u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条 (会計監査人の設置) <u>当会社は、会計監査人を置く。</u></p>	<p><u>第 30 条 (監査等委員会の招集)</u> <u>当会社の監査等委員会の招集は、会日の 3 日前までに各監査等委員にその通知を発するものとする。</u> <u>ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u> <u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 31 条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 32 条 (議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果については、法務省令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>第 33 条 (監査等委員会規則)</u> <u>当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(条文削除)</p>

現行定款	定款変更案
第 41 条～第 42 条 (条文省略)	第 34 条～第 35 条 (現行どおり)
<p>第 43 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第 36 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
第 44 条 (条文省略)	第 37 条 (現行どおり)
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 45 条 (条文省略)	第 38 条 (現行どおり)
<p>第 46 条 (剰余金の配当) 当社の剰余金の配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p>	<p>第 39 条 (剰余金の配当) 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p>
第 47 条～第 48 条 (条文省略)	第 40 条～第 41 条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>附則</u></p>
	<p><u>第 1 条</u></p>
	<p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
	<p><u>第 2 条</u></p>
	<p><u>変更後の規定(削除された規程を含む)は、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずる。なお本条は、効力発生の時をもってこれを削除する。</u></p>